

令和4年度

LOVESAIJOポイント推進業務

仕様書

令和4年5月

西条市

## 令和4年度LOVE SA I JOポイント推進業務仕様書

### 1 業務名

令和4年度LOVE SA I JOポイント推進業務

### 2 業務目的

本市は、SDGs未来都市に選定されたことを受け、総合計画後期基本計画に掲げる「みんなで実現しよう！持続可能な西条市（西条市SDGsの推進）」の具現化に向け、「環境」「社会」「経済」の三側面の統合的な取組を推進することとしている。

本事業では、令和3年度に本市が開発したLOVE SA I JOプラットフォームを活用し、公民連携および市民協働による持続可能なまちづくりの実現に向けた各種施策の価値連鎖を展開する。具体的には、持続可能なまちづくりのリーダー的存在として活躍する人材育成の仕組みづくりおよび実践を図る「人的資源蓄積業務」、本市が持続化に向けて直面する政策課題の解消を図る「政策課題解消業務」、発行したポイントが循環して地域経済活性化のスパイラル創出を図る「地域経済活性化業務」に取り組む。

また、将来的な事業の自立化を見据えるとともに、効果的なプロモーションを図る「総合マネジメント業務」に取り組む。

### 3 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

### 4 業務一覧

#### （1）人的資源蓄積業務

SDGsカードゲームの実施やファシリテーターの養成を通じ、持続可能なまちづくりのリーダー的存在として活躍する人材育成の仕組みづくりおよび実践を図る業務である。

#### （2）政策課題解消業務

LOVE SA I JOポイント（以下、「ポイント」という。）の付与を通じ、市民とともに本市が持続化に向けて直面する各種政策課題の解消を図る業務である。

#### （3）地域経済活性化業務

ポイント取扱店舗における商品やサービスの消費活動に対してポイント還元を行い、（2）を通じて付与したポイントの更なる循環を巻き起こし、地域経済活性化のスパイラルの創出を図る業務である。

#### (4) マネジメント業務

上記業務を実施するため、事業間の全体調整を行うとともに、ポイントの更なる利活用促進、ポイント取扱事業者の事業拡大支援及び将来的な協議会（協議会から派生した別の運営事業体を含む）によるポイント事業の運営自立化に向けた取組を実施する。また、利用者に対して効果的なプロモーションを企画し、実施する業務である。

### 5 費用負担

本業務に際して生じる一切の費用は、本仕様書に特段の記載がないものを除き、すべて受託者が負担するものとする。ただし、ポイント付与及び還元に伴う原資については、本市から、LOVE SA I JOプラットフォームの共同運用先である西条市SDGs推進協議会（以下、「協議会」という。）に対して交付することとし、受託者は本市及び協議会と連携して管理を行うこととする。

### 6 実施体制

本業務の実施に際しては、本市及び協議会関係者と密に連携すること。

### 7 業務要件

#### (1) 人的資源蓄積業務

##### 【SDGsカードゲームに参加して地域活性化】

- ア 市内において持続可能なまちづくりの担い手を増加させることを目的に、中学生以上の市民を対象に、原則として、市内でSDGsカードゲーム（カードゲームの種類は問わない）を20回実施すること。
- イ SDGsカードゲームの実施後にポイントアプリのダウンロード方法について説明する時間を設定し、ダウンロードが完了した参加者に対し、1名あたり2,000ポイント（総額120万円分）を付与すること。
- ウ ポイントの重複付与にならないよう、参加者情報等の管理を行うこと。
- エ 今後も継続したSDGsカードゲームの実施を行うことができるよう、原則として、市民からSDGsカードゲーム公認ファシリテーター（SDGs地方創生）を5名養成すること。

#### (2) 政策課題解消業務

##### 【マイナンバーカードを取得して地域活性化】

- ア マイナンバーカードの普及促進を図るため、特定の年齢の既存取得者および新たにマイナンバーカードを取得する方に対し、ポイント（総額7千万円分）を付与すること。
- イ ポイント付与に際しては、ポイントの重複付与にならないよう、本市が開設する

デジタル申請システムを通じた申請情報とアカウント情報の突合作業を行うこと。

#### 【生ごみ処理機を購入して地域活性化】

- ア 本市衛生課の窓口に対し、生ごみ処理機設置費補助金の申請を行った市民に対し、本市衛生課が現金補助を行う期間においては、ポイント購入価格（消費税含む）の1／4以内かつ上限1万ポイント（100ポイント以下切り捨て）の条件でポイントを付与すること。
- イ 本市衛生課の現金補助を終了した後においては、購入価格（消費税含む）の3／4以内かつ上限3万ポイント（100ポイント以下切り捨て）の条件でポイントを付与すること。
- ウ ポイント付与の総額は100万円分とすること。

#### 【リサイクルに参加して地域活性化】

- ア 本市衛生課が指定するイベントにおいて、資源の持ち込み回収に協力した市民に対してポイントを付与すること。
- イ 原則として、持ち込みを行った資源の種別や重量等でポイントを付与することとし、具体的なポイント付与数については、イベント開催日までに本市衛生課との協議によって詳細内容を決定し、市民に対して周知を図ること。
- ウ 回収後の資源の取扱いについては、本市衛生課と協議し、適切な方法で対応すること。
- エ 付与するポイント額は、総額で200万円分とすること。

#### 【民間事業者がSDGsに取り組んで地域活性化】

- ア 協議会と連携し、ポイントを使って市内でSDGsの取組を促進しようとする民間事業者を募るとともに、優れた提案を行った民間事業者に対してポイント原資を助成し、提案事業の実現を図ること。
- イ 助成するポイント額は、1件あたり20万円分（最大5件）とすること。

### （3）地域経済活性化業務

#### 【消費活性化】

- ア ポイント取扱い事業者において商品またはサービス等を購入した者に対し、商品及びサービス等の消費額（消費税含む）に対する30%分のポイント（1円未満切り捨て）を還元すること。
- イ 3月12日（日）までに第一弾（2か月間）と第二弾（2か月間）の計4か月間実施することとし、具体的な時期については、本市及び協議会と協議の上で決定すること。
- ウ 上記30%還元期間を除く期間においては、ポイント取扱い事業者において商品

又はサービス等を購入した者に対し、商品及びサービス等の消費額に対する  
0.5%分のポイント（1円未満切り捨て）を還元すること。

エ 還元するポイント額は、総額で4,000万円分とする。ただし、本市及び協議会と協議の上、業務全体のポイント執行額の状況を見極めながら、予算の範囲内で総額の調整を行うこと。

オ 利用者一人当たりの付与上限については、総額予算を踏まえて提案を行うこと。

#### 【おいしい食べきり運動推進店で地域活性化】

ア ポイント取扱い事業者のうち、おいしい食べきり運動推進店においてポイント貯める意向を示す利用者に対し、商品及びサービス等の消費額（消費税含む）に対する30%分のポイント（1円未満切り捨て）を還元すること。

イ 実施時期については、消費活性化の第一弾と第二弾を実施する合間の2か月間とすること。

ウ 還元するポイント額は、総額で300万円分とする。ただし、本市及び協議会と協議の上、業務全体のポイント執行額の状況を見極めながら、予算の範囲内で総額の調整を行うこと。

エ 利用者一人当たりの付与上限については、総額予算を踏まえて提案を行うこと。

#### 【その他イベント】

ア ポイント取扱い事業者にイベントへの出店を促し、ブースを設置した利用店舗でポイント貯める意向を示す利用者に対し、商品及びサービス等の消費額（消費税含む）に対する30%分のポイント（1円未満切り捨て）を還元するイベントを開催すること。

イ 前掲したイベントに加え、利用者に対して未利用ポイントの使用を促すイベントを開催すること。

ウ 同イベントにおいて、ポイントを通じた市民団体等に対する寄附募集や、スタンプラリーによるポイント交付などの実証実験を行うこと。

エ 還元するポイント額は、業務全体のポイント執行額の状況を見極めながら、ポイント執行残を流動的に活用して取り組むこと。

#### 【全体に関すること】

ア 事業の実施内容については、適宜所管部署との協議を行った上で、状況に即して弾力的な対応を行うこと。

イ ポイント付与に係る基本ルールについては、協議会の各種規程等を遵守すること。

ウ 事業別のポイント原資残額の推移を観察し、適宜所管部署との協議を行った上で、利用者ニーズに即した弾力的なポイント原資の運用を図ること。

エ ポイントの有効期限については、本市及び協議会と協議を行った上で、利用者の利便性を考慮しつつ、事業別に最適な期日を設定すること。ただし、本事業における最終のポイント有効期限は3月12日（日）とする。

#### （4）マネジメント業務

- ア 多岐に渡る本業務について、本市、協議会及び関係ステークホルダーとの連携を密に図り、総合的なマネジメントおよび企画調整を行うこと。
- イ ポイントの更なる利活用促進、ポイント取扱事業者の事業拡大支援及び将来的な協議会（協議会から派生した別の運営事業体を含む）によるポイント事業の運営自立化に向けた取組へと繋いでいくことができるよう、金融機関等との連携を密にし、次年度以降を見据えた事業展開を図ること。
- ウ ポイント利用者の拡大および各種施策への積極的な市民参加を促すため、ホームページ、SNS、Eメール、各種イベント等の機会を活用し、事業横断的なプロモーションを実施すること。
- エ 本業務の活動とSDGsメーターが連動するよう留意すること。

### 8 成果品及び納品期限

本業務の成果品として以下のものを提出すること。なお、成果品は、協議により変更する場合がある。

#### （1）実績報告書

納品期限：事業終了後速やかに提出

ア 紙媒体 一部

イ 電子データ（CD-R等） 一式

### 9 成果品の納品場所

本業務の成果品の納入先は、西条市役所経営戦略部SDGs推進室とする。

### 10 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て本市に帰属するものとし、本市の承認を得ずに使用および流用してはならない。

### 11 契約に関する条件等

#### （1）個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、西条市個人情報保護条例（平成16年西条市条例第12号）を遵守しなければならない。

#### （2）再委託

- ア 受託者は、本委託業務の主たる部分（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理）をグループ構成員以外の第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- イ 受託者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報等を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を本市に申請し、その承認を得なければならない。
- ウ 前項の場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、本市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- エ 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- オ 受託者は、再委託先に対して業務の履行状況を管理・監督するとともに、本市の求めに応じて、管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

### （3）機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## 12 その他

- （1）受託者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、本市の承諾を得ること。
- （2）受託者は、本業務に関する資料等を収集し、十分な調査をすること。
- （3）本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、本市と協議の上、その指示に従うこと。